

地震にそなえて

高齢者・障害者  
向け

# 家具の転倒防止器具の 取り付けについて(無料)

65歳以上のひとり暮らし世帯や高齢世帯、重度心身障害者のいる世帯、女性のみ  
の世帯に家具3台・大型家電2台(タンス・食器棚・本棚・冷蔵庫・テレビなど)までの  
転倒防止器具を無料で取り付けます。

## 【対象となる人】

- ・65歳以上の高齢者のみの世帯に属する者で、世帯員により転倒防止器具を  
取り付けることが困難な者
- ・要介護4又は要介護5の認定を受けている者と同一世帯に属する者
- ・身体の障がいの程度が1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている者と  
同一世帯に属する者
- ・知的障がいの程度がAの療育手帳の交付を受けている者と同一世帯に属する者
- ・精神の障がいの程度が1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者と  
同一世帯に属する者
- ・女性のみ世帯

## 【申し込みについて】

裏面の申込書に必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。(郵送も可)

## 【申し込み先】

〒519-4392 熊野市井戸町796

熊野市役所 防災対策推進課 0597-89-4111 内線336

または、紀和総合支所・各出張所

取り付け日などが決まり次第電話でお知らせします。

ご不明なことがありましたら、上記の防災対策推進課までお問い合わせください。

## 家具などの転倒防止対策について

平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震では多くの方々が家具の  
転倒等によりケガをされたと言われています。

また、平成7年の阪神・淡路大震災で、「家屋、家具類等の倒壊による圧迫  
死と思われるもの」は、死亡者の約9割を占めるとされています。

地震災害に対する備えとして、家具を固定することは、極めて有効な対策で  
す。家具が固定されていれば、大きな地震により家屋が倒壊しても、家具が落  
下してくる梁(はり)や壁から守ってくれます。

タンス・本棚など家具類はL字器具やチェーン、支え棒等で固定しましょう。  
また、寝る場所に倒れやすいものを置かないようにしましょう。

様式第1号(第6条関係)

家具転倒防止器具取付申請書兼確約書

年 月 日

熊野市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話

下記により家具転倒防止器具を取り付けてくださるよう申請いたします。  
記

1 取付場所

2 家具の種類及び数量

洋服ダンス	和ダンス	整理ダンス	茶ダンス	冷蔵庫	テレビ	その他 ( )
個	個	個	個	台	台	個

3 建物の構造 ( 木造 ・ 鉄骨 ・ 鉄筋 )

4 対象要件 高齢者 (独居・夫婦・要介護(4・5)・その他)  
障害者 (身体障害者(1・2級)・精神障害者(1級)・知的障害者(A))  
女性のみ  
世帯員で取り付けることが困難である。

5 対象者及び世帯員

氏名	生年月日	続柄

6 家屋の権利関係 ( 持家 ・ 借家 ・ 間借 ・ その他( ) )

家具転倒防止器具取付に係る確約書

年 月 日

熊野市長 様

住所  
氏名

家具転倒防止器具を取り付けるにあたり、下記の条件を満たしていることを確約いたします。

記

- (1) 借家の場合は、転倒防止器具の取付けに関し所有者の承諾が得られていること。
- (2) 転倒防止器具の取付けに必要な釘、ネジ等の使用が可能であること。
- (3) 取付作業後の家具の移動、取付器具の取り外し等を依頼しないこと。
- (4) 取付家具及び家屋の損害賠償を請求しないこと。
- (5) 取り付けた家具により災害時等に転倒事故が発生しても補償等を請求しないこと。